

令和 5 年度

北 秋 田 市 職 員 採 用 試 験

＜高校卒程度一般行政・消防吏員＞

受 験 案 内



受 付 期 間 令和 5 年 7 月 1 8 日（火）～ 9 月 1 5 日（金）
（土・日曜日及び祝日は受付しておりません）

第 1 次 試 験 日 令和 5 年 1 0 月 1 5 日（日）

第 1 次 試 験 会 場 北秋田市役所 本庁舎 大会議室

問い合わせ・申込書請求・申込受付

北秋田市総務部総務課総務係

〒018-3392 秋田県北秋田市花園町 19 番 1 号

T E L 0186-62-1111

E-mail soumu@city.kitaakita.akita.jp

F A X 0186-63-2586

北秋田市職員＜高校卒程度一般行政・消防吏員＞採用試験を次のとおり行います。

1. 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
高校卒程度 一 般 行 政	3 ～ 5 人	一般的な行政事務に従事します。
消 防 吏 員	2 ～ 3 人	一般的な消防業務に従事します。

2. 受験資格

次の（１）の資格を有し、（２）の住所要件に適應できる方で、（３）の欠格事項のいずれにも該当しない方であれば受験できます。

（１）受験資格

高校卒程度 一 般 行 政	1998年4月2日から2006年4月1日までに生まれた方。 ただし、学校教育法による大学を卒業した方（短期大学を除く）、 若しくは2024年3月までに大学を卒業見込みの方又はこれら に相当する学歴を有すると認められる方は受験できません。
消 防 吏 員	1998年4月2日から2006年4月1日までに生まれた方で、 「別紙 身体採用基準」に適合する方。 ※視力については、矯正視力を含み両眼で0.7以上、かつ、一眼で それぞれ0.3以上であって、赤色、青色及び黄色の色彩の識別が正 常でなければ受験できません。

（２）住所要件

- ア．原則として採用後、北秋田市に居住できる方。
- イ．消防吏員は、北秋田市消防本部管内（北秋田市及び上小阿仁村）に居住できる方。

（３）欠格事項

- ア．日本の国籍を有しない方。
- イ．地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない方。
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方。
 - ② 本市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方。
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方。

3. 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

ア. 高校卒程度一般行政

● 教 養 試 験	
出題形式	出 題 分 野
5肢択一式 40題・2時間	高校卒程度の時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
● 性 格 特 性 検 査	
問題形式	検 査 内 容
150題・20分	公務員に求められる資質に関する性格特性検査

イ. 消防吏員

● 教 養 試 験	
出題形式	出 題 分 野
5肢択一式 40題・2時間	高校卒程度の時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
● 消 防 適 正 検 査 A	
問題形式	検 査 内 容
120題・20分	消防職員としての性格的適応性検査
● 消 防 適 正 検 査 B	
問題形式	検 査 内 容
90題・15分	消防職員としての作業能力適応性検査

※教養試験：高校卒程度一般行政と消防吏員は共通の試験です。

(2) 第2次試験

ア. 高校卒程度一般行政・消防吏員 共通

● 口 述 試 験	
個別面接 集団討論	面接により主として人物について試験を行います。
● 作 文	
60分	主として文章表現力等について試験を行います。
● 資 格 調 査	
受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査します。	

イ. 消防吏員

● 体 力 テ ス ト
一般的な基礎体力テストを行います。(詳細は、第1次試験合格通知でお知らせします。)
● 身 体 基 準 検 査
消防吏員としての職務遂行に必要な身体基準について、健康診断書により審査を行います。

4. 試験日及び場所

- (1) 第1次試験日 令和5年10月15日(日)
 (2) 場 所 北秋田市役所 本庁舎 大会議室

区 分	高校卒程度一般行政	消防吏員
受付開始	8時15分	8時15分
試験説明	8時45分～ 9時00分	8時45分～ 9時00分
教養試験	9時00分～11時00分	9時00分～11時00分
検査説明	11時10分～11時25分	11時10分～11時25分
検 査	11時25分～11時45分	11時25分～11時45分
検査説明	—	11時55分～12時00分
検 査	—	12時00分～12時15分

※上記日程(予定)及び実施場所については、状況により変更となる場合があります。

変更となる場合は、受験者に郵送で通知するほか、メール、HPでお知らせいたします。

※試験説明開始時刻に遅れた場合は、受験できません。

(欠席、棄権等ないようにお願いします。)

※試験終了時間は、高校卒程度一般行政と消防吏員で異なります。

※当日は、受験票、筆記用具(HBの鉛筆・消しゴム)を持参してください。

※受験票のない場合は、受験できません。

※携帯電話は試験中の使用(時計代わりの使用を含む)は認めません。

5. 合格発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、令和5年11月上旬までに市役所前の掲示板と北秋田市ホームページに掲示するほか、合否について受験者に通知します。
- (2) 最終合格者の発表は、令和5年12月下旬までに市役所前の掲示板と北秋田市ホームページに掲示するほか、合否について受験者に通知します。

6. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は任用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。
- (2) この名簿からの採用は、令和6年4月以降の予定です。

7. 給 与

初任給は原則として、現行では次表のとおりですが、学校卒業後の経験年数のある者には、それに応じてさらに増額されます。このほか給与条例の定めに従い扶養手当・通勤手当・期末手当・勤勉手当・寒冷地手当等の諸手当が支給されます。

試 験 区 分	初任給（円）
高校卒程度一般行政・消防吏員	1 5 1, 7 1 4 円

（令和 5 年 4 月現在）

8. 受験手続及び受付期間

（1） 申込用紙の請求等

ア．市役所へ来庁し請求される場合

北秋田市総務部総務課（2 F）窓口で請求してください。

イ．郵便で請求される場合

封筒の表に、「職員採用試験申込用紙請求（※試験区分）」と朱書きし、申込用紙返送用として宛先を明記し 1 4 0 円切手を貼った封筒（A 4 サイズ）を必ず同封して簡易書留で郵送してください。（普通郵便の事故には対応できません。）

※試験区分には、「高校卒程度」「消防吏員」と記入してください。

ウ．北秋田市ホームページからダウンロードする場合

北秋田市ホームページの北秋田市職員採用試験案内から、希望する受験区分の申込書をダウンロードすることができます。提出書類は必ず A 4 の白い用紙に印刷してご利用ください。

（2） 受験申し込み受付手続

ア．市役所へ直接持参する場合

申込書及び自己紹介書に所要事項を全部記入し、申込書の受験票部分には、最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦 6 cm、横 4 cm の写真 1 葉を貼って、北秋田市総務部総務課へ提出してください。申込書に不備がなければ、その場で受験票をお渡しします。

イ．郵送で申し込む場合

封筒に「職員採用試験申込」と朱書きし、上記ア．のとおり所要事項を全部記入し、写真を 1 葉貼った申込書を簡易書留で送付してください。なお、受験票返送用として宛先を明記し 8 4 円切手を貼った定型封筒を必ず同封してください。

（普通郵便の事故には対応できません。）封筒を同封しない場合は、受験票を返送しません。

※受験日の 1 週間前までに受験票が届かない場合は、必ずお問い合わせください。

(3) 受付期間

令和5年7月18日(火)から9月15日(金)

いずれも土曜日・日曜日・祝祭日を除く平日午前8時30分から午後5時までとし、郵送による申込は9月15日(金)消印を有効とし、受け付けします。

(4) 提出書類等

ア. 申込書及び自己紹介書 各1部(所定の用紙を使用すること)

イ. 受験料 不 要

9. 試験結果の開示

(1) 試験の結果については、受験者本人に限り口頭で開示を請求できます。

(2) 電話やはがき等による請求はできません。

(3) 受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証等)を持参の上、土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前8時30分から午後5時までの間に総務課へ直接おいでください。

(4) 第1次試験の開示は、第1次試験の総合得点及び総合順位とし、合格発表の日から1か月間とします。

(5) 第2次試験の開示は、第2次試験の総合得点及び総合順位とし、合格発表の日から1か月間とします。

10. その他

(1) 申し込みを受理した場合、申込者に対し受験票を交付します。

(2) この試験についての問い合わせは北秋田市総務部総務課までお願いいたします。
なお、郵送で問い合わせる場合は、必ず宛先明記の往復ハガキを使用するか、または84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封してください。